

第4章 生活環境(騒音、振動、悪臭)

第1節 概況

騒音、振動、悪臭は騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例(以下本章において「生活環境保全条例」という。)に基づき、市町村長によって事業者に対する規制・指導が行われています。これらの公害は他の公害と比べて地域制の高い公害であり、その規制・指導は地域の実態に即して行う

必要があるためです。

また、市においては、それぞれの市長が騒音、振動、悪臭に係る各法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、県は町村の規制地域の指定、規制基準の設定を行うとともに、市町村に対する必要な協力・支援を行っています。

第2節 騒音・振動

1 環境の状況【生活環境地盤対策室】

(1) 騒音

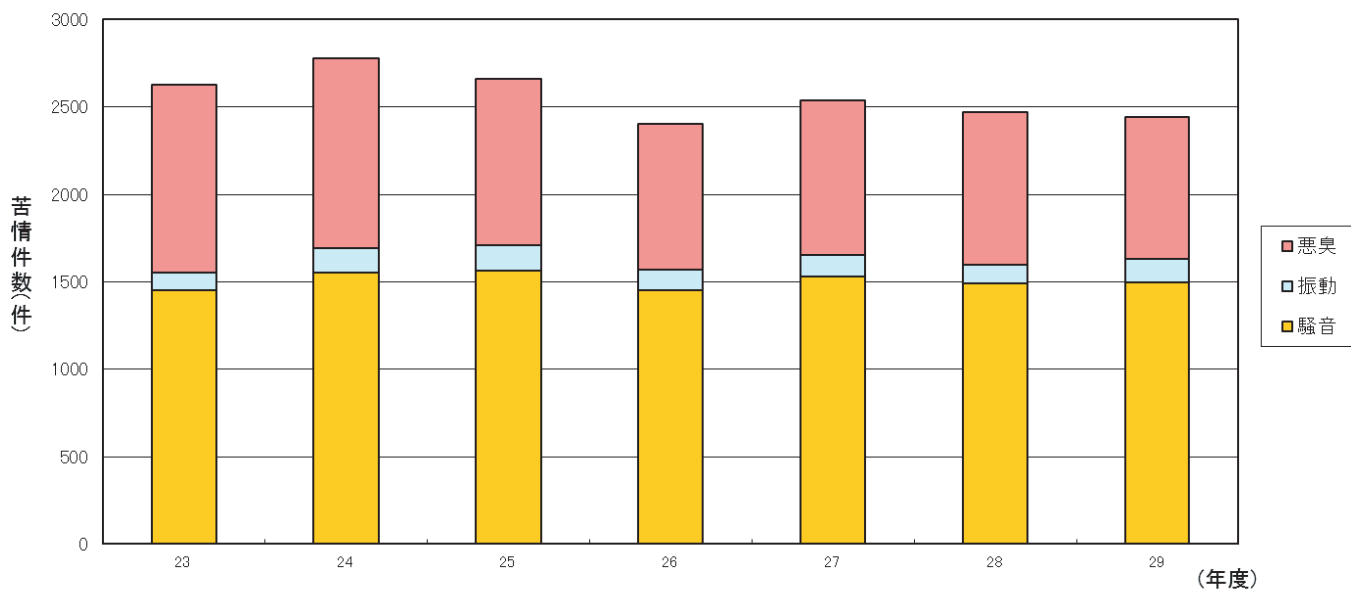
騒音の苦情件数の推移をみると、昭和56年度をピークに緩やかな減少傾向を示していましたが、平成11年度を境に増加傾向に転じました。近年は横ばい傾向にあります(図4-2-1)。

発生源別では、工事・建設作業からの騒音苦

情が最も多く、次いで産業用機械作動となっています(図4-2-2)。

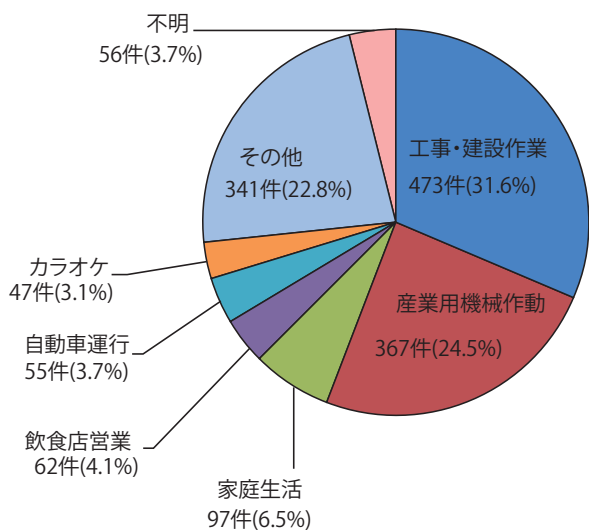
また、近年は、工場などから発生する低周波音(およそ100ヘルツ以下の低い周波数の音波)による騒音、振動に関する苦情が発生しています。

図4-2-1 騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数(新規受理)の経年変化



(資料) 環境部・公害等調整委員会調べ

図 4-2-2 騒音に係る発生源別苦情件数
平成29年度苦情件数 1,498件



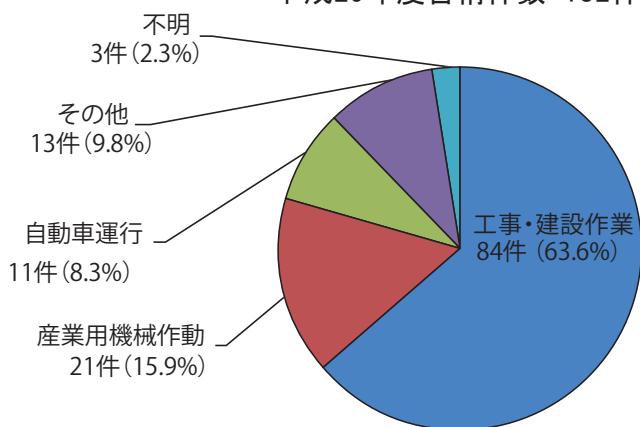
(資料) 環境部・公害等調整委員会調べ

(2) 振動

振動の苦情件数は昭和60年頃までは300件程度でしたが、近年は100件から150件程度で推移しています(図4-2-1)。

発生源別では、工事・建設作業からの振動苦情が最も多く、次いで産業用機械作動となっており、この2つの発生源で苦情全体の約8割を占めています(図4-2-3)。

図 4-2-3 振動に係る発生源別苦情件数
平成29年度苦情件数 132件



(資料) 環境部・公害等調整委員会調べ

2 県の施策

(1) 規制の概要【生活環境地盤対策室、環境政策課】

県は、工場・事業場の操業に起因する騒音・振動及び建設作業に伴う騒音・振動を規制するため、騒音規制法及び振動規制法に基づき町村の規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています(平成30年4月1日現在12町1村を指定(図4-2-4))。

また、生活環境保全条例に基づき、法律で規制されていない深夜営業騒音の規制、音響機器の使用制限等を行うとともに、規制対象の施設や建設作業の範囲を拡大しているほか、三河山間部についても規制地域とし、生活環境の保全に努めています。

このほか、比較的小規模な施設を原因とする苦情に対応するため、小規模の圧縮機等を規制対象施設としています。更に、深夜営業騒音の規制対象としてカラオケボックス営業等11業種を指定しています。

なお、騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づく施設や建設作業についての届出受理や立入指導等は市町村の事務とされています。このため、県は、市町村職員を対象に騒音・振動防止業務研修を行うなど技術的支援を行っています。

このほか、中小企業者等が進める騒音・振動対策を、公害対策の融資制度や利子補給制度により支援しています。

図 4-2-4 騒音規制法・振動規制法による騒音・振動規制地域



(2) 近隣騒音防止のための施策【生活環境地盤対策室】

深夜営業を行う飲食店やガソリンスタンド等からの営業騒音や拡声機騒音については生活環境保全条例で規制しており、その指導等は市町村が行っています。県は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例を所管する警察とも連携を図り、市町村に対する技術的支援や啓発を行っています。

(3) 届出状況【生活環境地盤対策室】

平成29年度末において、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の数は、騒音に関するものが21,676工場、振動に関するものが16,986工場でした。また、これらの法律に基づく平成29年度中の特定建設作業の届出状況は、騒音に関するものが24,995件、振動に関するものが13,024件でした。

また、平成29年度末において、生活環境保全

条例に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の数は、騒音に関するものが18,269工場、振動に関するものが20,437工場であり、平成29年度中の条例に基づく特定建設作業の届出状況は、騒音に関するものが80,561件、振動に関するものが2,921件でした。

(4) 行政指導等状況【生活環境地盤対策室】

規制対象地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音又は振動が、規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認める場合には、市町村長は当該工場に対して改善勧告、更には改善命令ができることとされています。平成29年度は、騒音規制法、振動規制法及び生活環境保全条例に基づく改善勧告及び改善命令はありませんでした。



騒音測定

【用語】

特定工場等：金属加工機械、空気圧縮機等の著しい騒音又は振動を発生する特定の施設を設置する工場又は事業場

特定建設作業：建設工事として行われる作業のうち、杭打ち機、削岩機を使用するなど著しい騒音・振動を発生する特定の作業

第3節 悪臭

1 環境の状況【生活環境地盤対策室】

悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与えることにより生活環境を損ない心理的・生理的被害をもたらすものとして、騒音・振動とともに毎年多くの苦情を発生させています。

苦情件数の推移をみると、昭和 50 年代以降緩やかな減少傾向を示していましたが、平成 8 年度を境に増加傾向に転じ、近年同レベルで推移しています（図 4-2-1）。

発生源別では野焼きの苦情が最も多くなっています。また、家庭生活、産業用機械作動、飲食店営業、流出・漏洩、焼却施設など発生源が多種多様となっています（図 4-3-1）。

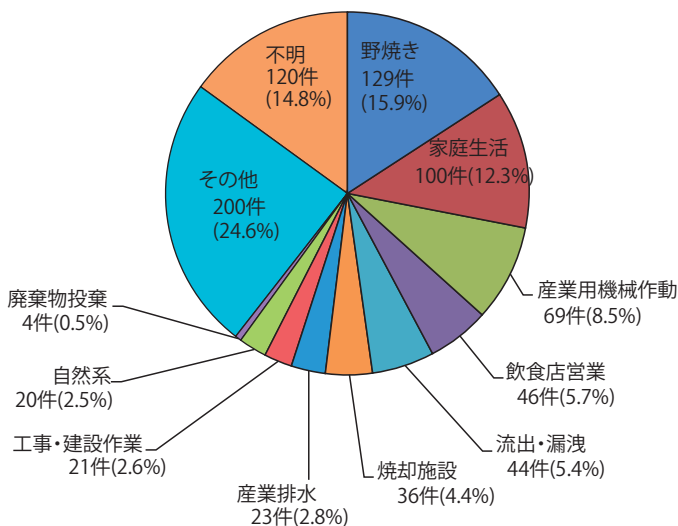
2 県の施策【生活環境地盤対策室、環境政策課】

県は、**悪臭防止法**に基づき町村の規制地域の指定及び規制基準の設定を行っています。悪臭の規制は、全ての工場・事業場を対象としており、法の施行当時は特定の悪臭物質を対象とした物質濃度規制のみで規制を行っていました。しかし、物質濃度規制では複合臭や未規制の物質などが原因の悪臭苦情への対応が難しいため、県は、平成 18 年 4 月 28 日、悪臭防止法による悪臭の排出規制として、物質濃度規制の他に臭気指数規制を導入しその規制基準を設定しました（平成 18 年 10 月 1 日施行）。平成 30 年 4 月 1 日現在、県内 4 市 1 町で物質濃度規制が、県内 35 市 13 町 2 村で臭気指数規制が行われています（図 4-3-2）。

悪臭防止法では、工場・事業場への立入検査などの指導等は市町村の事務とされ、規制地域内の工場・事業場から排出される悪臭原因物質が規制基準に適合せず、その不快な臭いにより住民の生活環境が損なわれていると認める場合には改善勧告や改善命令ができることとなっています。

また、**生活環境保全条例**では、工場・事業場に対して悪臭物質の排出の防止義務を定めるとともに、悪臭関係 15 業種を指定し、これらの工場・事業場には施設の構造、作業の方法等につ

図 4-3-1 悪臭に係る発生源別苦情件数
平成29年度苦情件数 812件



（資料）環境部・公害等調整委員会調べ

いて毎年度届出することを義務付けています。

このほか、県は、中小企業者等が進める悪臭対策を、公害対策の融資制度や利子補給制度により支援しています。

また、市町村の悪臭防止行政の円滑な推進を図るため、市町村職員を対象に悪臭測定など業務研修を行っています。

図 4-3-2 悪臭防止法による悪臭規制地域



【用語】

物質濃度規制：アンモニア等 22 種類の悪臭物質の濃度により行う規制。

臭気指数規制：においのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍数から算定した「臭気指数」により行う規制。物質濃度規制で対象となっていない悪臭物質や複合臭にも対応できるという特徴がある。